

合併浄化槽の清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は清掃前に申請してください。

1. **対象人槽** 8・10人槽
2. **適用条件** ①維持管理において過去3年間、浄化槽法第10条の浄化槽清掃および浄化槽保守点検、ならびに同第11条の法定検査を実施していること
②法定検査において、適正な放流値が確認されていること
③使用人員が2人以下であること
等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。
詳しくは下記までお問合せください。



■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814
中津地域振興課 ☎23-9503 美山地域振興課 ☎23-9505

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

- 保守点検(浄化槽法第10条)**
 - 点検回数は4か月に1回以上
- 法定検査(浄化槽法第11条)**
 - 毎年1回、定期的に受ける水質検査
 - 検査手数料は5,300円
(割引制度を利用した場合は、500円を差し引いた額となります。)
- 清掃(浄化槽法第10条)**
 - 毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う



法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。

■お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

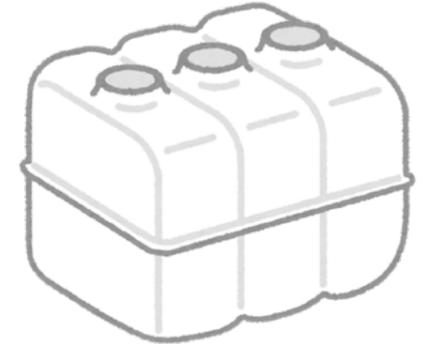
上下水道課からのお知らせ

浄化槽の申込案内および補助金額のお知らせ

令和5年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)

事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)

設置基数は全体で30基を予定しています。また単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去および再利用の費用の一部を補助する事業も行っています。



令和5年度 補助金額は以下のとおりとなります。

人 槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併処理浄化槽ブロワ更新補助金

合併処理浄化槽のブロワの更新にかかる経費に対して補助金を交付します。
この補助金は申請が必要になりますので、詳しくは下記までお問合せください。

- 補助対象者** 日高川町内に合併処理浄化槽を設置されている方
町税および使用料等を滞納していないこと
- 対象要件** 設置後5年を経過した更新を要する合併処理浄化槽ブロワ
浄化槽法第10条に基づく保守点検、清掃および浄化槽法第11条に基づく法定検査を実施していること
- 補助額** 上限額2万円(対象経費の1/2)

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814
中津地域振興課 ☎23-9503 美山地域振興課 ☎23-9505